

横須賀市報

第1795号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

◆横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例……………	14625
◆事務分掌規則中一部改正……………	14626
◆告示	
◆地縁による団体の告示事項の変更について……………	〃
◆指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◆収納事務の委託について……………	〃
◆地籍調査の実施について……………	14627
◆市道路線認定、道路区域決定及び供用開始について……………	〃
◆道路区域変更及び供用開始について……………	〃
◆公告	
◆国民健康保険料に係る交付要求解除通知書の公示送達……………	〃
◆開発行為の工事完了について……………	〃
◆市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達……………	14628
◆国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◆国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◆国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◆後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◆固定資産税・都市計画税の納期限変更通知書の公示送達……………	〃
◆保育料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◆配当計算書の公示送達……………	〃
◆市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	14629
◆住民票の職権消除について……………	〃
◆国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◆上下水道局告示	
◆指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◆指定下水道工事店の指定について……………	〃
◆指定下水道工事店の代表者の変更について……………	〃
◆教育委員会告示	
◆教育委員会定例会の招集について……………	〃
◆農業委員会告示	
◆農業委員会総会の招集について……………	14630

条例

横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

令和2年6月30日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第45号 (令和2年6月30日 掲 示 済)

横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例

むし歯及び歯周病に代表される歯科疾患は、その発病、進行により欠損や障害が生じ、その結果として歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたすとともに、歯周病が全身の健康に影響を与えるものとされている。

また、高齢者や要介護者における調査においても、口腔衛生状態の改善や、咀嚼能力の改善を図ることが、誤嚥性肺炎の減少や、認知機能低下の予防、日常生活動作の改善に有効であることが示されている。

そのため、歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊か

な人生を送るための基礎となるものであり、市民が健康な生活を送ることのできる地域社会の実現に向け、積極的な取組みを行っていくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市民、市、歯科医療関係者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策について基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、市民自らがその意義を自覚し、生涯にわたって取り組むものであり、その施策は、医療、保健、福祉、教育その他食育等の関連施策との有機的な連携を図り、関係者の協力を得て、市民の自主的な取組みを促進することを旨として、推進されなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについて理解を深め、必要に応じて県、市、事業者等が実施する歯科健診(健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診をいう。以下同じ。)その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、歯科医療関係者その他関係者と連携し、及び協力して行うものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、職務を遂行し、適切な歯科医療又は歯科保健指導を行うよう努めるとともに、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に協力するものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等、医療保険者及び事業者の責務)

第6条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進及び他の者が行う歯及び口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本理念にのっとり、市内の被保険者が歯科健診及び歯科保健指導(以下「歯科健診等」という。)を受けるための機会を確保し、歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市内の事業所で雇用する従業員が歯科健診等を受けるための機会を確保し、歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、前2条に規定する者と連携し、基本理念にのっとり、8020運動を推進するとともに、ライフステージの特性に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 歯科と医科及び薬局が適切に連携し、周術期等及び訪問

診療における歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを推進すること。

- (3) 乳幼児期から高齢期まで生涯にわたるフッ化物応用等の効果的なむし歯予防対策を推進すること。
- (4) 乳幼児期から高齢期まで適時、定期的に歯科健診等を受けるための機会の確保に関する取組みを推進すること。
- (5) 妊娠期における歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (6) 乳幼児期におけるむし歯予防及び口腔機能の健全な発達に関する取組みを推進すること。
- (7) 学齢期における歯及び口腔の健康づくりに関する教育を推進すること。
- (8) 成人期における歯周病予防対策を推進すること。
- (9) 高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオーラルフレイル予防に関する取組みを推進すること。
- (10) 口腔に発生するがん等の対策に関すること。
- (11) 歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難な障害児、障害者及び介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (12) 歯及び口腔の健康づくりの観点から、食育及びたばこ対策の推進並びに糖尿病その他生活習慣病の予防等を推進すること。
- (13) 災害歯科保健医療に係る体制の整備及び取組みを推進すること。
- (14) 歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動に携わる市民の増加を図り、その活動を支援すること。
- (15) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関し必要な取組みを推進すること。

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画)

第8条 市長は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本理念にのっとり推進する歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針、目標等
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する具体的な取組み等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則
この条例は、令和2年10月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第63号 (令和2年7月1日 掲 示 済)

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和2年7月1日

横須賀市長 上 地 克 明

事務分掌規則の一部を改正する規則
事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第25条第5項中「医務」の次に「（地域保健等に係る事務を所掌する担当部長が置かれた場合にあつては、当該担当部長の命を受け当該事務）」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
汐見台町内会	天 城 美佐子 横須賀市汐見台2丁目4番14号	長 島 大 地 横須賀市平和台1番2号
衣笠団地自治会	水 嶋 康 男 横須賀市森崎4丁目34番3号	坂 本 昇 横須賀市森崎4丁目30番3号

横須賀市告示第130号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年4月1日	湘南国際アフタースクール横須賀	横須賀市小川町25番地5	放課後等デイサービス	横須賀市東逸見町一丁目1番地2-703 有限会社アブルズ 取締役 吉 田 勝 英

横須賀市告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和2年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都品		燈明堂緑地駐車場に係る

川区西五反田二丁目20番4号	タイムズ24株式会社 代表取締役 西 川 光 一	都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ及びキに定める使用料を除く。）
----------------	--------------------------------	---

2 委託の期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

横須賀市告示第 132 号

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり地籍調査を実施します。

令和 2 年 7 月 10 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 事業計画が定められた年月日
令和 2 年 6 月 23 日
- 2 調査を実施する者の名称
横須賀市
- 3 調査地域
船越町 1 丁目、港が丘 2 丁目、田浦港町、田浦町 6 丁目、汐見台 1 丁目・2 丁目、衣笠栄町 3 丁目・4 丁目及び長井 1 丁目・3 丁目の各一部

4 調査期間

令和 2 年 7 月 10 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

横須賀市告示第 133 号

市道路線認定、道路区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 8 条及び第18条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定し、道路の区域を決定し、及び令和 2 年 7 月 10 日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点	敷地の幅員	延 長	重要な経過地
7,779	三春町 2 丁目 28 番の 74 地先から 三春町 2 丁目 28 番の 54 地先まで	メートル 4.5 ~ 8.5	メートル 123.6	

横須賀市告示第 134 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 2 年 7 月 10 日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
744	旧	若松町 2 丁目 17 番の 5 地先から 上町 1 丁目 5 番の 9 地先まで	メートル 1.8 ~ 2.3	メートル 41.5
	新	若松町 2 丁目 17 番の 5 地先から 上町 1 丁目 5 番の 9 地先まで	1.8 ~ 5.6	41.5
755	旧	緑が丘 14 番の 10 地先から 汐入町 3 丁目 23 番の 3 地先まで	3.6 ~ 3.7	12.8
	新	緑が丘 14 番の 10 地先から 汐入町 3 丁目 23 番の 3 地先まで	3.6 ~ 5.9	12.8
1,138	旧	坂本町 5 丁目 31 番の 15 地先から 池上 2 丁目 3984 番の口の 1 地先まで	2.7	16.7
	新	坂本町 5 丁目 31 番の 1 地先から 池上 2 丁目 3984 番の口の 1 地先まで	2.7 ~ 4.0	16.7

公 告

横須賀市公告第 105 号 (令和 2 年 6 月 30 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求解除通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 6 月 30 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 106 号 (令和 2 年 6 月 30 日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 6 月 30 日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 2 年 2 月 19 日 令 1 開 第 14 号	令和 2 年 6 月 23 日 令 2 第 7 号	横須賀市佐野町 3 丁目 44 番 4	横須賀市日の出町一丁目 7 番地 株式会社ベルテックス 代表取締役 武 田 哲

横須賀市公告第 107 号 (令和2年7月3日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和元年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和元年7月30日
		第 3 期 分	令和元年11月28日
		第 4 期 分	令和2年2月25日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分	令和元年7月25日
		第 2 期 分	令和元年11月15日
		第 3 期 分	令和2年2月14日
		第 4 期 分	令和2年3月25日

(別紙略)

横須賀市公告第 108 号 (令和2年7月3日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料決定通知書	4月分の納期限は、令和2年7月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 109 号 (令和2年7月3日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和元年度		減額分
令和2年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第 110 号 (令和2年7月3日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法

律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和元年度	国民健康保険料	2 月 分	令和2年3月31日
		3 月 分	令和2年4月30日
令和2年度		4 月 分	令和2年5月29日

(別紙略)

横須賀市公告第 111 号 (令和2年7月3日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和元年度	後期高齢者医療保険料	3 月 分	令和2年4月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 112 号 (令和2年7月7日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月7日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第2期分から第4期分までの納期限は、令和2年7月15日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 113 号 (令和2年7月7日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、保育料に関する債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定の例により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月7日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 114 号 (令和2年7月7日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月7日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 115 号 (令和2年7月7日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月7日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第 116 号 (令和2年7月7日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和2年7月7日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 117 号 (令和2年7月7日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年7月7日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第24号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和2年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
570	アイシーテック株式会社	中 村 愛 隆	横須賀市小原台2番22号	令和2年 6月11日	令和7年 6月10日
571	株式会社 X E S T	中 山 博 之	大阪府吹田市岸部南一丁目6番 5-311号	令和2年 6月11日	令和7年 6月10日

横須賀市上下水道局告示第25号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和2年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 396	アイシーテック株式会社	中 村 愛 隆	横須賀市小原台2番22号	令和2年6月11日

横須賀市上下水道局告示第26号

令和2年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店後藤設備有限会社は、次のとおり代表者を変更しました。

令和2年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須95	後藤設備有限会社	後 藤 裕 幸	後 藤 裕 三	横須賀市公郷町六丁目20番地

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第15号 (令和2年6月15日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年6月15日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和2年6月18日 午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務の承認について(横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正)
- (2) 教育長の臨時代理による事務の承認について(横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正)

- (3) 教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正）
- (4) 令和2年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第7号（令和2年7月1日）
掲 示 済

令和2年第7回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和2年7月1日

横須賀市農業委員会
会長 肥 田 正 好

- 1 日時 令和2年7月9日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 非農地証明の申請について
 - (5) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - (6) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について